Wong & Partners.
Member Firm of
Baker & McKenzie International

Law and Regulation
Kuala Lumpur

Client Alert

2020年 9月

For further information, please contact:

Kherk Ying Chew
Partner
+603 2298 7933
kherkying.chew@wongpartners.com

Eddie Chuah
Partner
+603 2298 7939
eddie.chuah@wongpartners.com

日本語でのお問い合わせ
Yoko Inoue（井上 洋子）
+65 6434 2605
yoko.inoue@bakermckenzie.com

マレーシア: 新しい企業責任の国外適用

新しい企業責任

2009 年マレーシア腐敗防止委員会法のセクション 17A（**「セクション 17A」**）に基づく新しい企業責任規定が、2020 年 6 月 1 日に施行された。以前のクライアントアラート(Link)で報告した通り、企業は、この新しい規定に基づいて、取締役、従業員、またはその他の関連者が犯した贈収賄行為について、責任を負う。

唯一の防御策は、企業がこれらの腐敗行為を防止するために適正手続を導入したことを立証することである。

この新しい企業責任規定は、マレーシア企業だけでなく、マレーシアにおいて事業を展開する外国企業にも適用される。

外国企業への影響

新しいセクション 17A は、マレーシアで事業を行う全ての外国企業、およびパートナーシップに適用される。本法はマレーシアにおいて何をもって「事業を行う」とするかについては何も述べていないが、エージェントまたはディストリビューターや再販業者、あるいは/または、子会社などを通じてマレーシアで事業を行っている場合、外国企業はセクション 17A の範囲内に入る可能性が大きい。

外国企業がセクション 17A に基づいて、責任を問われる可能性がある 2 つのシナリオの例を以下に示す。

(i) *外国企業の従業員またはエージェントがマレーシアで賄賂を支払う*

外国企業は、その従業員、エージェント、または関連者がマレーシアで賄賂を贈ったり、企業の事業または事業上の利益を獲得または保持しようと賄賂を与えようとした場合、セクション 17A 条に基づく違反に対して責任を負う場合がある。

(ii) *外国企業の子会社がマレーシアで賄賂を支払う*

外国企業は、その子会社がマレーシアで賄賂を贈るか、ビジネスまたはビジネス上の優位性を獲得または維持するために賄賂を贈ろうとした場合にも責任を負うことがある。これは R v Sweett Group plc（"Sweett"）(2015)の判例において、英国贈収賄法 2020 に基づく最初のケースで示されている。本ケースにおいては、Sweet の子会社が中東でプロジェクト確保のために賄賂を払った。親会社の関与や知識なくして、子会社が賄賂を払い、契約は子会社に授与されたにも拘らず、裁判官は、子会社は自立運営されておら

ず、Sweet の中東の一部署として運営されていたという事実を考慮し、子会社の贈賄は親会社のためとみなされた。

ここでは、単純な企業の所有権や投資構造、または子会社から親会社への配当金やローンの支払いのみで、責任を負うわけでないことに注意したい。セクション 17A に基づいて、外国の持株会社に責任が拡大されるかどうかは、マレーシアの子会社の支配の程度が要素となる。

考慮すべき対策

セクション 17A に基づく責任から生じる罰金は、賄賂の価値の少なくとも 10 倍の罰金、または 100 万マレーシアリンギット（いずれか高い方）、および/または 20 年未満の禁固刑である。

これらを鑑み、マレーシアで事業を行う外国企業は、リスクを評価した上で、セクション 17A に基づく責任について、企業が利用できる唯一の防御策である適正手続の導入を検討する必要がある。セクション 17A で必要となる適正手続については、こちらのクライアントアラートを参照されたい。

www.wongpartners.com

Wong & Partners
Level 21
The Gardens South Tower
Mid Valley City
Lingkaran Syed Putra
59200 Kuala Lumpur

© 2020 Wong & Partners. All rights reserved. Wong & Partners is a member firm of Baker & McKenzie International, a global law firm with member law firms around the world. In accordance with the common terminology used in professional service organizations, reference to a "partner" means a person who is a partner or equivalent in such a law firm. Similarly, reference to an "office" means an office of any such law firm. This may qualify as "Attorney Advertising" requiring notice in some jurisdictions. Prior results do not guarantee a similar outcome.